

## 5. 両生類・爬虫類・哺乳類調査結果

## 5. 両生類・爬虫類・哺乳類調査

### 5.1 両生類・爬虫類・哺乳類調査結果の概要

#### (1) 確認種

今回とりまとめを行った 8 水系 8 河川で確認された両生類は 2 目 5 科 15 種、爬虫類は 2 目 7 科 14 種、哺乳類は 7 目 16 科 40 種でした。それぞれの確認種数が多かった河川は、両生類では九州地方の松浦川で 9 種、爬虫類では中部地方の櫛田川と九州地方の松浦川で 10 種、哺乳類では近畿地方の北川で 17 種でした。

#### (2) 重要種

今回とりまとめを行った 8 河川で確認された重要種は、両生類が 4 種、爬虫類が 2 種、哺乳類が 2 種でした。国の特別天然記念物に指定されているカモシカが北陸地方の姫川で確認されました。

確認種数が多かった河川は、中部地方の櫛田川と九州地方の松浦川で 3 種確認されました。今回とりまとめを行った 8 河川全てにおいて、何らかの重要種が確認されました。

#### (注) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- ・「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- ・環境省 編「レッドデータブックに揚げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」掲載種（2006：鳥類、両生類、爬虫類、その他無脊椎動物、2007：汽水・淡水魚類、貝類、維管束植物、哺乳類、昆虫類）

絶滅 : 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅 : 飼育・栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧 I A 類 : ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。

絶滅危惧 I B 類 : I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。

(注：貝類、底生動物、陸上昆虫類等では I A 類と I B 類を併せて「絶滅危惧 I 類：絶滅の危機に瀕している種」としている。)

絶滅危惧 II 類 : 絶滅の危険が増大している種。

準絶滅危惧 : 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。

情報不足 : 評価するだけの情報が不足している種。

絶滅のおそれのある地域個体群 : 地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群。

#### (3) 国外外来種

##### 1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った 8 河川で確認された国外外来種は、両生類が 1 種、爬虫類が 1 種、哺乳類が 8 種でした。国外外来種の確認河川数が多かった種は、両生類ではウシガエルの 5 河川、爬虫類ではミシシippアカミミガメの 6 河川、哺乳類ではハツカネズミの 4 河川でした。今回とりまとめを行った 8 河川では何らかの国外外来種が確認され、国外外来種が全く確認されなかった河川はありませんでした。

##### 2) 特定外来生物等の確認状況

上記の国外外来種の内、環境省の外来生物法が定めるところの特定外来生物は、両生類のウシガエル、哺乳類のヌートリア、アライグマ、ミンクの 4 科 4 種でした。

(注) 国外外来種の選定基準について

注 1) 国外外来種とは、外来種のうち日本国外を起源とする種であり、おおむね明治以降に、日本国外より導入された種(亜種、またはそれ以下の分類群についてもこれに準じる)を対象としています。

なお、外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおよそ明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物全てを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。また、外来種の選定は、8～9 ページに掲載した文献および 10 ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています。

注 2) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (2005 年 6 月 1 日施行)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。

注 3) 要注意外来生物とは、「外来生物法の規制が課されるものではないが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力について啓発を行う」必要がある生物として環境省が選定した外来生物です。